

香南市農業補助金/制度の概要



令和5年度版
香南市農林水産課

(注) この資料は当事者が補助金/制度へ申請可能かどうかのあたりをつける情報です。
このため補助金の適用申請に際しては、要件や補助率等の詳細確認が必要です。

<はじめに>

年度が改まり、国/県の補助金制度の内容や要件が一部改訂となりました。それに伴い、本資料も令和5年度版として改訂いたしました。

本資料は香南市ホームページ及び農林水産課窓口で小冊子の形で農業者の皆様にお届け致します。農業補助金/制度をご活用頂き、新規就農、農地/農道/水路などの農業資源の維持等々、地域農業の維持/発展に向けた皆様の取組に対する一助となれば幸甚です。

<本資料に含まれる農業補助金/制度>

章	項目	頁
1	新規就農、機械・設備の導入、コストや収入減への補填	3～13
2	圃場整備、農道や水路の維持改善、地域団体活動	14～20
3	園芸ハウス、農業高度化、有機農業、産地パワーアップ	21～26
4	有害鳥獣対策、災害復旧対応/災害への備え	27～31
5	林業支援制度/補助金の概要	32～33

第1章 新規就農、機械・設備の導入、コストや収入減への補填

サポートが受けられるケース	要件/受益者	事業/制度	頁
■就農前に農業研修を受けたい	・ 15歳以上65歳未満	・ 香南市担い手育成センター研修支援事業	4
■就業前の研修にサポートを受けたい	・ 新規の農業専業/親元Uターン ・ 就農予定時の年齢が50歳未満	・ 香南市担い手支援事業 ・ 新規就農者育成総合対策（就農準備資金）	5 6
■新たに就農し、初期の農業経営の支援を受けたい	・ 就農予定時の年齢が50歳未満 ・ 農業後継者	・ 新規就農者育成総合対策（経営開始資金） ・ 香南市農業後継者推進事業	7 8
■新たに就農して機械の導入や農業施設を取得するための資金を借りたい	・ 認定新規就農者	・ 青年等就農資金（新規就農者に対する無利子制度）	9
■農地、施設、機械などの導入のため、長期の低利融資を受けたい	・ 認定農業者	・ 農業経営基盤強化資金（金利負担軽減）	10
■経営高度化に伴い農業機械を購入したい ■経営基盤の確立に必要な農業機械・施設を導入したい ■小規模/零細地域での共同利用機械・施設を導入したい ■安定的な生産～供給を実現する事業/機械を導入したい ■農業支援サービス事業で使う農業機械を導入したい	・ 将来の地域の農業を担う者として目標地区に位置付けられた者 ・ 認定農業者・認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者 ・ 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者	・ 農地利用効率化等支援交付金	11
■園芸作物や非主食用米等の生産コストを補填してほしい	・ 販売農家 ・ 認定農業者 ・ 認定新規農業者 ・ 集落営農組織	・ 水田活用の直接支払い交付金	12
■麦・大豆等の収入減を補填してほしい		・ 畑作物の直接支払い交付金	13

(注) この資料は当事者が補助金/制度に申請可能かどうかのあたりをつける情報です。このため申請に際しては、要件や補助率等の詳細確認が必要です。

<就農前に農業研修をご希望の皆様に①>

香南市担い手育成センター研修支援事業

助成事業の概要

高知県立農業担い手育成センターでの研修受講費を補助します。

対象者

- ・研修終了後、香南市で就農・居住する方
- ・15歳以上65歳未満

助成条件

- ①農業担い手育成センターの基礎研修（就農希望者長期研修）の研修費を対象
- ②国の農業次世代人材投資事業（就農準備資金）の給付期間は除く



助成内容（補助率）

- ・研修費の1/2以内

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<就農前に農業研修をご希望の皆様に②>

香南市担い手支援事業

助成事業の概要

新規就農を目指す方に農業研修機会を提供し併せて経済的サポートを行います。

対象者

- ・ 専業農家を目指す新規就農者
- ・ 親元へUターン就農する後継者 等



助成条件

- ①15歳以上～65歳未満
(育成タイプにより対象年齢が異なります。)
- ②高知県立農業担い手育成センターで3ヶ月以上の研修
- ③研修受入機関（指導農業士等）での研修
- ④後継者については、認定農業者である親元での研修

助成内容（金額）

- ①青年農業者支援（最長2年）
 - ・ 産地提案タイプ 月額2.5万円
- ②後継者育成支援（1年間）
 - ・ 研修機関受講タイプ 年額120.0万円
 - ・ 地域講座受講タイプ 年額 90.0万円

<就農前に農業研修をご希望の皆様③>

新規就農者育成総合対策（就農準備資金）

助成事業の概要

就農に向けて、県が認める研修機関等において研修を受ける者に対して支援します。

対象者

- ・ 就農予定時に49歳以下の者
- ・ 産地提案書の品目（ニラ・ピーマン・トマト・みかん・トルコギキョウ）で就農を希望する方



助成条件

- ①独立・自営就農、雇用就農、親元就農を目指すこと
- ②概ね1年以上、かつ年間1,200時間以上の研修を受けること
- ③前年の世帯所得が600万円以下であること

助成内容（金額）

- ・ 交付額：最大150万円/年（最長2年）

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<新たに就農をご希望の皆様に①>

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

助成事業の概要

農業経営開始直後の新規就農者を支援します。

対象者

- ・ 認定新規就農者
- ・ 3親等以内が経営する品目とは違う品目で就農する方

助成条件

- ①独立・自営就農であること
- ②『人・農地プラン』に中心経営体として位置付けられていること、或いは農地中間管理機構（高知県農業公社）から農地を借り受けていること
- ③前年の世帯所得が600万円以下



助成内容（金額）

- ・ 交付額：
経営開始 1～3年目150万円/年
- ・ 前年の世帯所得が600万円（次世代資金含む）を超えた場合は交付停止

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<新たに就農をご希望の皆様に②>

香南市農業後継者推進事業

助成事業の概要

農業後継者の就農直後の経営を支援します。

対象者

農業後継者
(3親等以内の親族が経営する農業を
継承または従事する方)

助成条件

- ①香南市に居住し就農時の年齢が50歳未満
- ②就農後5年以内
(申請する年度の5年前の4月以降に就農)
- ③所得要件有
 - ・農業後継事業主の場合
前年所得250万円未満
 - ・農業後継従事者の場合
事業主と対象者の総所得が600万円未満



助成内容 (金額)

- ・ 交付額：100万円/年額 (最長2年間)

※交付終了後2年以内に離農した場合、
交付金を返還頂きます。

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<新たに就農して機械や施設を導入する新規就農者に>

青年等就農資金（新規就農者に対する無利子制度）

助成事業の概要

新たに農業経営を開始する方を応援するため、無利子での融資を支援します。

対象者

市から青年等就農計画の認定を受けた認定新規就農者



資金使途

「青年等就農計画」の達成に必要な資金

- ・施設・機械、果樹、家畜等の購入に必要な資金※
- ・農地の借地料や施設・機械のリース料等の一括支払い等
- ・農業資材などの経費

※農地取得費は対象外です。

助成内容（補金額/補助率）

- ・融資限度額： 3,700万円以内
- ・返済期間： 17年以内
(据置期間5年以内)
- ・金利： 無利子

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

< 長期の低利融資を受けたい皆様に >

農業経営基盤強化資金（金利負担軽減）

助成事業の概要

認定農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善を資金面で支援します。

対象者

認定農業者(個人・法人)

※個人の場合、簿記記帳を行っていること、または今後簿記記帳を行うことが条件となります。



資金使途

「農業経営改善計画」の達成に必要な資金

- ・ 農地等（取得、改良、造成等）
- ・ 施設、機械（処理加工施設、流通販売施設も対象）
- ・ 果樹、家畜（購入、新植・改植費用、育成費も対象）
- ・ その他の経営費（長期運転資金他）
- ・ 経営の安定化（負債の整理他）
- ・ 法人への出資金

助成内容（補助率/金額）

- ・ 融資限度額： 個人 3億円以内
法人 10億円以内
- ・ 返済期間： 25年以内
(据置期間10年以内)
- ・ 金利：日本政策金融公庫所定の固定金利

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

< 農業経営の高度化や共同機械利用をご検討の皆様にご >

農地利用効率化等支援交付金

助成事業の概要

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。

対象者

将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者、認定農業者・認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者



助成条件

- ・融資を受けて機械等の導入を行うこと。
- ・事業が単年度で完了すること。
- ・事業費が50万円以上であること。
- ・事業の対象となる機械は、耐用年数が概ね5年以上20年以下のものであること。
- ・軽トラ、PC、倉庫等農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。
- ・助成対象者の成果目標に直結するものであり、既存の機械等の単なる更新を行うものではないこと。

助成内容（補助率/金額）

補助率：融資残額のうち
事業費の3/10以内等
補助上限額：300万円

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<水田で麦・大豆・飼料用米などを生産する皆様に>

水田活用の直接支払い交付金

助成事業の概要

- ・水田で麦・大豆・飼料用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食糧自給率の向上を図ります。
- ・地域の特色のある魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

(実施主体：香南市地域農業再生協議会)



対象者

販売目的で対象作物を対象水田で生産されている農家/集落営農組織

助成条件

交付対象の水田において、出荷・販売を目的として、麦・大豆の他、対象となる野菜等を生産していること

助成内容

対象作物：平均交付単価(10a当たり)

・戦略作物助成

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ①麦、大豆、飼料作物： | 35,000円 |
| ②WCS用稲： | 80,000円 |
| ③加工用米： | 20,000円 |
| ④飼料用米、米粉用米： | 55,000円～105,000円
(収量に応じて変動) |

・産地交付金

ニラ・メロン・トマト他数品目 最大20,000円
※対象作物についてはお問合せください。

お問い合わせ：香南市地域農業再生協議会 0887-50-3025

<麦・大豆などを生産される皆様に>

畑作物の直接支払い交付金

助成事業の概要

麦、大豆、そば、なたねの生産・販売を行う
農業者に対して、交付金を直接交付します。
(実施主体：香南市地域農業再生協議会)

対象者

- ・ 認定農業者
- ・ 集落営農
- ・ 認定新規就農者



助成条件

麦、大豆、そば、なたねの生産・販売を
行っていること

助成内容

- ・ 対象作物：平均交付単価
- ①小麦 6,340円/60kg
- ②大豆 9,840円/60kg
- ③そば 17,550円/45kg

※その他作物については個別にお問い合わせください。

お問い合わせ：香南市地域農業再生協議会 0887-50-3025

第2章 圃場整備、農道や水路の維持改善、地域団体活動

サポートが受けられるケース	要件/受益者	支援事業/制度	頁
<ul style="list-style-type: none"> ■農道/水路を整備したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理担当の団体/関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ・香南市土地改良補助金 	15
<ul style="list-style-type: none"> ■圃場、水路、農道等の農業基盤を整備したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・面積1ha以上、担い手集積率20%以上、受益者2名以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地耕作条件改善事業（香南市） 	16
	<ul style="list-style-type: none"> ・面積10ha（中山間では5ha）以上、担い手集積率100%、中間管理権15年以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構関連農地整備事業（高知県） 	17
<ul style="list-style-type: none"> ■農地が持つ多面的機能（国土保全、水源の涵養、農村の景観）維持活動に取り組みたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・2名以上の農業者等で構成される5年間活動できる組織（役員・会計などを担える方を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的機能支払交付金 ①農地維持支払交付金 	18
<ul style="list-style-type: none"> ■農地、水路、農道等の地域資源の質的向上活動に取り組みたい：法面の草刈・補修、水路の泥上げ・補修・更新、農道の路面維持など） 		<ul style="list-style-type: none"> ②資源向上支払交付金 	19
<ul style="list-style-type: none"> ■農業生産条件の不利（傾斜1/100以上）な中山間地域等で農業生産活動に取り組みたい：耕作放棄の発生防止活動、水路/農道の管理、林地の管理、体験農園運営など 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落協定を締結し、5年間農業生産活動を継続する農業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等直接支払制度 	20

(注) この資料は当事者が補助金/制度に申請可能かどうかのあたりをつける情報です。このため申請に際しては、要件や補助率等の詳細確認が必要です。

< 農道や水路の整備を図りたい皆様に >

香南市土地改良補助金

助成事業の概要

香南市の産業振興及び生活環境の改善を図るため、公共的に使用している①農道、②公衆用道路、③水路の工事等に要する経費を補助します。

対象者

当該農道、公衆用道路、水路の
管理使用団体及び関係者



助成条件

- ①農道：農道の新設・改良・維持管理
施工後の全幅員が90cm以上
- ②公衆用道路：広く交通の用に供される
道路の維持管理
- ③水路：農業用の用水/排水に供される水路の
新設・改良・維持管理

助成内容（補助率/金額）

- ・ 補助対象工事：50.0万円まで
- ・ 補助上限額：37.5万円（75%）

例）水路改修 40mX50cm（長さX幅）の工事で
総工費127.0万円のケース：

⇒ 工事費は127.0万円であるが、1か所あたり
で工費50.0万円が補助の対象となる。よって
補助額は50.0万円の75%の37.5万円となる。

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<水路、農道等の整備を図りたい地区の皆様にご>

農地耕作条件改善事業（香南市）

助成事業の概要

中間管理機構を通じて担い手への農地集積が可能な地区での水路、農道等の改修工事に対して補助します。

対象者

地区の受益者（2名以上）

地区で事業採択への
意向を合意しての
申請です！



助成条件

- ①重点実施区域の設定：香南市と中間管理機構で協議が必要
- ②実施対象面積：1ha以上
- ③担い手への集積：1ha以上
- ④担い手への集積率：20%以上
- ⑤事業費：200万円以上

助成内容（補助率）

事業費の上限（1億2,500万円）までの場合

- ・費用負担率
 - 国：50%
 - 県：10%
 - 香南市：40%
 - 受益者：なし

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

< 圃場整備を図りたい地区の皆様にご >

農地中間管理機構関連農地整備事業（高知県）

助成事業の概要

中間管理機構が借りている農地において、区画整理等の圃場整備工事を農業者の負担ゼロで行います。



対象者

地区の受益者（2名以上）

地区と行政で
進めましょう！

助成条件

- ①実施地域：10ha以上
5ha以上（中山間地域）
- ②中間管理機構の借入れ：100%
- ③中間管理権の期間：15年以上
- ④担い手集約率：80%以上（5年以内）
- ⑤収益性：20%以上向上（5年以内）

助成内容（補助率）

- ・費用負担率
国：62.5%
県：27.5%
香南市：10%
受益者：なし

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図りたい皆様に①>

多面的機能支払交付金（農地維持支払交付金）

助成事業の概要

農業・農村が持つ多面的機能（国土の保全や水源の涵養、良好な景観の形成等）を支える共同活動を支援します。

対象者

- ・ 農業者のみで構成される活動組織
- ・ 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織



助成条件

- ・ 地域資源の基礎的な保全活動
活動計画書に位置付けられた農用地、水路、農道等について、点検・計画策定、実践活動を毎年度実施すること
- ・ 地域資源の適切な管理のための推進活動
地域資源の話し合いにより地域資源の保全管理の目標を定め、目標に即した取り組みを実施しながら、各地区の保全管理の構想を策定すること
(例) 農業者（入り作農家含む）による検討会など

助成内容（金額）

- ・ 交付金（10aあたり）
 - ①田：3,000円
 - ②畑：2,000円
 - ③草地：250円

※活動内容等により単価が異なる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

お問合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<農地、水路、農道等の地域資源の質的向上を図りたい皆様に②>

多面的機能支払交付金（資源向上支払交付金）

助成事業の概要

施設の軽微な補修（農用地、農道、水路など）、農村環境保全活動（生態系保全、景観形成など）の活動を支援します。

対象者

- ・ 農業者のみで構成される活動組織
- ・ 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織



助成条件

- ・ **施設の軽微な補修**
活動計画書に位置付けた農用地、水路、農道等の機能診断や補修等を毎年度実施すること
- ・ **農村環境保全活動**
生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動を、テーマを選択して毎年度実施すること
- ・ **多面的機能の増進を図る活動**
地域の創意工夫に基づく活動を毎年度実施すること
(例) 地域内外からの営農者の確保、地域住民による直営施工、農地周りの藪等の伐採

助成内容（金額）

- ・ 交付金（10aあたり）
 - ①田：2,400円
 - ②畑：1,440円
 - ③草地：240円

※活動内容等により単価が異なる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

< 中山間地域等で農業生産活動を行う皆様に >

中山間地域等直接支払制度

助成事業の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに基づき農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を補助する制度。交付金を農道や水路の草刈り、補修等の共同活動に活用したり、構成員に個人配分する等地域の実情に合わせて使用することができる。

対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等（2名以上）



助成条件

- ・ 地域振興立法で指定された地域（過疎地域等）に存する農用地
- ・ 傾斜がある等の基準を満たす農用地
- ・ 農用地区域内に存する一団の農用地

助成内容（金額）

地目	区分	交付単価 (10aあたり)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000円
	緩傾斜（1/100以上）	8,000円
畑	急傾斜（15度以上）	11,500円
	緩傾斜（8度以上）	3,500円

第3章 園芸ハウス、農業高度化、有機農業、産地パワーアップ

サポートが受けられるケース	要件/受益者	支援事業/制度	頁
<ul style="list-style-type: none"> ■園芸用ハウスを設営したい/整備したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者（就農開始から5年以内） ・新規就農が確実と見込まれる者 ・法人化しようとする農業者（法人化して1年以内の経営体を含む） ・就農5年を越して経過し、且つ規模拡大する農業者 ・既存ハウスの高度化 ・中古ハウスの活用（流動化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・香南市園芸用ハウス整備事業費補助金 	22
<ul style="list-style-type: none"> ■ハウスの加温用燃料タンクを重油代替暖房機に変えたい ■流出防止装置付きタンク、防油堤を整備したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク所有者 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料タンク対策事業 	23
<ul style="list-style-type: none"> ■環境制御技術を導入・実践するための環境制御装置、若しくは省力化・高度化につながる機器を導入したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸用ハウス等リノベーション事業費補助金 	24
<ul style="list-style-type: none"> ■有機農業に取り組みたい ■農薬や化学肥料の使用を低減に取り組みたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・2名以上の農業者で構成される任意組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型直接支払制度 	25
<ul style="list-style-type: none"> ■施設整備や農業機械、ハウス資材を導入したい 	<ul style="list-style-type: none"> ・「産地パワーアップ計画」に参加する農業者/団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・産地生産基盤パワーアップ事業 	26

(注) この資料は当事者が補助金/制度に申請可能かどうかのあたりをつける情報です。このため申請に際しては、要件や補助率等の詳細確認が必要です。

<園芸用ハウスを設営したい/整備したい皆様に>

香南市園芸用ハウス整備事業費補助金

助成事業の概要

新規の園芸用ハウスの建設や中古ハウスを改修や移設する際に必要な経費の一部を県と市で補助することを通じて、金銭的負担を軽減し経営の安定化と農業の振興を図ります。

対象者

- A. 新規就農が確実と見込まれる者、就農開始から5年以内の者 等
- B. 就農開始から5年を経過しており、規模拡大により経営発展を図る農業者、既存のハウスを高度化することで、生産性の向上を図る農業者 等
- C. 他人が所有していたハウスの修繕や移設等を行う農業者



助成条件

- ・以下のすべてに該当すること
 - ①野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設（育苗・機械室等を除く）であること
 - ②ハウス本体の処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること
 - ③園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ、当該施設の処分制限期間において加入を継続すること
 - ④農林水産省ガイドライン準拠GAP（高知県版GAP）に取り組むこと
 - ⑤ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入すること（雨よけ施設の場合は、ハウス内の環境を制御する機器を導入すること。）
- ・重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること
 - ①重油ボイラーを補助の対象とする場合又は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること
 - ②既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること（防油堤は補助対象外）

助成内容（補助率/金額）

事業区分	補助限度額 ハウス10a又はタンク1基あたり		補助率	
	一般ハウス	軒高・高強度 ハウス	県	市
A.新規就農区分	800万円	1,100万円	2/5	1/3
B.高度化区分	800万円	1,100万円	1/3	1/8
C.流動化区分	550万円		1/4	1/3
D.流出防止付き 燃料タンク整備	140万円/基		1/4	1/3

<ハウスの加温用燃料タンクを重油代替暖房機に替えたい皆様に>
 <流出防止装置付きタンク、防油堤を整備したい皆様に>

燃料タンク対策事業

助成事業の概要

燃料タンクの転倒・流出によって引き起こされる土壌汚染や火災などの二次災害リスクの軽減を図るため、揺れを感知して燃料の供給を遮断する装置を備えたタンクの整備などに必要な経費を県と市で補助します。



対象者

- ・ 農業協同組合
- ・ 燃料販売を行う事業者
- ・ 園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有を予定する者及び団体

助成条件

県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと

助成内容（補助率/金額）

事業区分	補助限度額	補助率	
		県	市
タンク及び防油堤を同時に整備する場合	140万円/基	1/2	1/3
タンクを整備する場合	100万円/基	1/2	1/3
防油堤を整備する場合	40万円/基	1/2	1/3
ハウス等を減築する場合 (タンク1基分のスペース削減につき)	30万円	1/2	1/3
重油代替暖房機を整備する場合	300万円/10a	1/2	1/4

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<環境制御装置、若しくは省力化・高度化につながる機器を導入したい皆様に>

園芸用ハウス等リノベーション事業費補助金

助成事業の概要

農業者の収益増加を図るため、農業者等が行う環境制御技術の高度化に向けた取り組みを支援します。

対象者

農業者

補助対象

- ①環境測定装置
- ②炭酸ガス発生装置
- ③自動灌水装置
- ④統合環境制御装置
- ⑤自動開閉装置
- ⑥その他環境制御装置、高度化に係る新技術、通信装置、出荷調製機器
- ⑦その他知事が認める機器



補助率/金額

- ・補助率: 1/3以内
- ・補助対象経費: 100万円/10a

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<有機農業や農薬/化学肥料の低減に取り組みたい皆様に>

環境保全型直接支払制度

助成事業の概要

環境保全に効果の高い営農活動として、化学肥料や化学合成農薬の使用を県慣行レベルから5割以上低減する取り組みと合わせて有機農業を行うなど、環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援します。



対象者

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々による任意組織

助成条件

- ①主作物について、販売することを目的に生産を行っていること
- ②みどりのチェックシートの取組を実施していること
- ③農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で対象活動が行われること
- ④別に定める「環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）」に取り組むこと

助成内容（金額）

対象取組 ※	交付単価
有機農業など	12,000円/10a
堆肥の施用	4,400円/10a
カバークロップ	6,000円/10a

※対象取組はこの他にもございます。
詳細はお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<施設整備や農業機械、ハウス資材の導入を検討の皆様にご>

産地生産基盤パワーアップ事業

助成事業の概要

地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取り組みを支援します。

対象者

- ・香南市地域農業再生協議会が作成する「産地パワーアップ計画」に参加する農業者、農業者団体等
- ・成果目標として販売額又は所得額の10%の増加が見込める農業者



助成条件

- ①「産地パワーアップ計画」に参加すること
- ②地域農業再生協議会、香南市、高知県、農林水産省又は基金管理団体の審査に通過すること

助成内容（補助率/金額）

- ・整備事業
低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設等の生産力・販売力向上に必要な施設整備。
補助率：1/2以内
- ・基金事業
自動開閉装置・ヒートポンプ・環境制御装置等の農業機械のリース導入。ハウス資材等の導入。
補助率：1/2以内

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

第4章 有害鳥獣対策、災害復旧対応/災害への備え

サポートが受けられるケース	要件/受益者	支援事業/制度	頁
■シカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシンからの農作物被害を防ぎたい	・ 農業者、農業団体	・ 有害鳥獣被害防止事業費補助金 (金網柵、ネット柵、電気柵等の購入費補助)	28
■有害鳥獣の捕獲に協力したい(シカ、イノシシ、カラス、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、サル等の捕獲)	・ 狩猟免許保持者	・ 有害鳥獣捕獲報奨金	29
■風水害で破損した施設・機械器具等の復旧や再生産等に必要な資金を調達したい	・ 暴風雨等の災害により、著しい被害を受けた農業者	・ 園芸用ハウス復旧支援事業費補助金	30
■台風等の自然災害に備えるためにハウスを強化したい	・ ハウスを10年以上使用予定の農業者	・ 農業用ハウス防災対策事業費補助金 (申請先はJA)	31

(注) この資料は当事者が補助金/制度に申請可能かどうかのあたりをつける情報です。
このため申請に際しては、要件や補助率等の詳細確認が必要です。

<シカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシンからの農作物被害を防ぎたい皆様に>

有害鳥獣被害防止事業費補助金

助成事業の概要

農作物等をイノシシやシカなどによる食害から防止するため、農林業者の皆さまが自ら設置する金網柵やネット柵、電気柵等の資材購入費用に対し補助金を交付します。

対象者

- ・ 農林業者等
（農作物等の生産者又はその組織する団体）
- ・ 香南市有害鳥獣被害対策協議会又はその構成員



助成条件

- ・ 対象有害獣：シカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン
- ・ 助成対象：上記の有害獣による農林産物の被害を防止するための施設等の新規柵用資材購入費用に限定

助成内容（補助率/金額）

施設の種類	補助率	補助限度額
金網柵	5/6以内 (シカのみ)	150,000円
ワイヤーメッシュ柵 ネット柵	3/4以内 (シカ以外)	120,000円
電気柵	3/4以内	120,000円
トタン柵	1/2以内	75,000円

< 有害鳥獣の捕獲に協力いただける皆様に >

有害鳥獣捕獲報償金

助成事業の概要

指定する有害鳥獣を捕獲した際に報償金を交付します。

対象者

- ・ 鳥獣の管理のための捕獲許可を受けた者
- ・ 当該年度に狩猟登録し、当該年度の定められた期間に有害鳥獣を捕獲した狩猟者



助成条件

- ・ 対象鳥獣：ニホンジカ、イノシシ、カラス、サル、タヌキ、ハクビシン、アナグマ
- ・ 確認部位：尻尾
※カラスは両足、サルは両耳
- ・ 捕獲期間：狩猟期間外
(狩猟期間：11月15日～翌年2月15日)
※ニホンジカのみ狩猟期間も助成適用

助成内容（金額）

対象	金額
ニホンジカ	10,000円
イノシシ	10,000円
カラス	1,000円
サル	10,000円
タヌキ	1,000円
ハクビシン	1,000円
アナグマ	1,000円

お問い合わせ：香南市農林水産課 0887-50-3015

<風水害で被災した施設・機械器具等の復旧や再生産に取り組む皆様に>

園芸用ハウス復旧支援事業費補助金

助成事業の概要

台風等により被災した園芸用ハウスの復旧工事に係る費用の一部を支援します。

対象者

- ①被災直前まで園芸用に供しており自然災害により破損した園芸用ハウスの利用者または所有者
- ②他人が所有又は利用していたハウスを修繕等し利用する農業者



助成条件

対象者の①	対象者の②
<ul style="list-style-type: none"> ・被災したハウスが園芸施設共済又は民間の保険に加入しており、事業実施後も園芸施設共済又は民間の保険への加入を継続すること ・農林水産省ガイドライン準拠GAP（高知県版GAP）に取り組むこと ・ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入すること（雨よけ施設の場合は、ハウス内環境を測定・制御する機器を導入すること。ただし、既に導入済みの場合を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設（育苗・機械室等を除く）の復旧であること ・ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること
<ul style="list-style-type: none"> ・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設（機械室等を除く）の復旧であること ・育苗用ハウスを復旧する場合は、自己利用の園芸用ハウスに使用する苗を生産するための育苗用ハウスに限る ・ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜、果樹、花卉の栽培を目的とする施設（育苗・機械室等を除く）の復旧であること ・ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること

助成内容（補助率/金額）

事業区分	補助限度額 ハウス10aあたり		補助率	
	一般 ハウス	軒高・高強度 ハウス	県	市
災害復旧区分①	900万円	1,200万円	2/5	1/5
災害復旧区分②	550万円		1/4	1/4

< 台風等の自然災害に備えるためにハウスを強化したい皆様に >

農業用ハウス防災対策事業費補助金

助成事業の概要

台風等の自然災害に対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強、防風ネットの設置、非常用電源等の導入等や災害対策に向けた検討会の取り組みや自力施工等の技能習得を支援します。 **(※申請窓口はJA)**

対象者

今後、10年以上の利用が見込まれるハウスを整備する農業者



助成条件

- ① 県が策定した推進計画に位置付けられた取組であること
- ② 産地の生産部会等の単位で2戸以上の農業者から構成されていること
- ③ 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備を実施すること
- ④ 助成対象者は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること
- ⑤ 園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること

助成内容（補助率）

事業	補助対象	補助率
事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備	事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備に要する経費	定額
自力施工等の技能習得及び災害復旧の実証	自力施工等の技能習得及び災害復旧の実証に要する経費	定額
既存ハウスの補強	ハウスの補強に要する経費	3/5以内

第5章 林業支援制度/補助金の概要

サポートが受けられるケース	要件/受益者	支援事業/制度	頁
■里山林や竹林等を自分たちで保全/整備したい	・地域住民や森林所有者等3名以上で構成される活動組織	・森林・山村多面的機能発揮対策交付金	33

(注) この資料は当事者が補助金/制度に申請可能かどうかのあたりをつける情報です。
このため申請に際しては、要件や補助率等の詳細確認が必要です。

<里山林の保全や竹林等を自分たちで整備したい皆様に>

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

助成事業の概要

地域住民や森林所有者等が協力して行う里山林の保全管理や森林資源を利活用するための活動に対して支援します。

※申請窓口は（公社）高知県森と緑の会

対象者

地域住民や森林所有者等、地域の実情に応じた3名以上で構成する活動組織

助成条件

- ①活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林
- ②原則として活動組織の事務所が高知県内にあること
- ③活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成すること



助成内容（金額）

- ・ **里山林景観を維持・保全するための活動**
交付単価（最大）：初年度16.0万円/ha
2年目15.3万円/ha
3年目14.6万円/ha
- ・ **侵入竹の伐採・除去、荒廃竹林の整備活動**
交付単価（最大）：初年度38.0万円/ha
2年目35.3万円/ha
3年目32.6万円/ha
- ・ **集落周辺の広葉樹等の伐採、搬出活動等**
交付単価（最大）：初年度16.0万円/ha
2年目15.3万円/ha
3年目14.6万円/ha



水・緑・風が輝く
豊かな暮らしと産業で
飛躍するまち“香南市”